

業務そくほう

日本貨物鉄道産業労働組合
2017. 5. 29
No. 556

諸懸案事項の提案を受ける(その2)

本部は、5月24日、諸懸案事項(その2)の提案を受け、5月29日に整理いたしました。内容については、以下の通りです。

1. 基本給の改正平成13年度以前に賃金規程第12条の初任給又は同規程第15条の年齢別による保障基本給を適用して採用された社員(管理職社員及び平成29年4月1日現在満55歳の基本給の適用を受ける社員を除く)について、それぞれ1号俸引き上げる。

2. 扶養手当の改正扶養手当について、子の扶養手当の対象年齢を20歳未満の子まで引き上げる。

※20歳未満とは20歳に達する日の属する年度末までをいう。

3. 年末年始手当の新設社員が就業規則第55条に基づく勤務指定により、12月30日、31日、1月1日、2日、3日に勤務した場合、正規の勤務時間内において現に勤務した時間1時間につき、C単価の額を支給する。

4. 別居手当の改正 別居手当の対象距離を50km以上とし、支給額は月額5万円(扶養親族が社宅等に入居したまま別居となった場合は月額3万円)とする。

5. 満55歳に到達した社員の基本給の改正 満55歳に到達した社員の基本給月額を、その者の55歳到達月における基本給月額に71/100を乗じて得た額に改正する。

6. 実施時期等 第1項～第3項及び第5項については、平成29年4月1日から適用する。第4項については、平成29年6月1日以降の申出から実施する。

以上